鹿児島県公報

令和2年1月10日(金)第70号



示

告

発 行 鹿 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

○指定管理者の指定

(国際交流課取扱い) 1

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援

医療機関の指定の更新

(障害福祉課取扱い) 1

○漁船保険付保義務発生(3件)

(水産振興課取扱い) 2

○肥料の登録の有効期間の更新

(経営技術課取扱い) 2

○家畜伝染病の発生

(畜産課取扱い) 2

○公共測量の実施

(監理課取扱い) 2

○土砂災害警戒区域の指定の解除 (3件)

(砂防課取扱い) 3

○土砂災害特別警戒区域の指定の解除

(砂防課取扱い) 3

○土砂災害警戒区域の指定(3件)

(砂防課取扱い) 3

○土砂災害特別警戒区域の指定(3件)

(砂防課取扱い) 4

○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可

(都市計画課取扱い) 9

公

告

(0 /4-)

○開発行為に関する工事の完了公告(2件)

(建築課取扱い) 9

告示

鹿児島県告示第10号

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和2年1月10日

鹿児島県知事 三反園訓

1 公の施設の名称

鹿児島県国際交流センター

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地 鹿児島国際交流促進センター

福岡市博多区店屋町4番8号

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

鹿児島県告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和2年1月10日

| | | | 薬 | 局 | 更新年月 | 自立支援医療 |
|---|--------|---|---|----------------|------|--------|
| | 名 | 称 | | 所 在 地 | 日 | の種類 |
| Ī | まいづる薬局 | | | 霧島市国分福島三丁目51番5 | 令和2年 | 育成医療・更 |

鹿児島県告示第12号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果,江口加入区について,同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和2年1月10日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第13号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果,鹿児島加入区について,同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和2年1月10日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第14号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、十島加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和2年1月10日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第15号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により,次のとおり肥料の登録の 有効期間を更新した。

令和2年1月10日

鹿児島県知事 三反園訓

| 登録番 | 更新後の | 肥料の種 | 肥料の名 | | | 生 産 | 業者 |
|-------|-------|------|------|-----------|----------|------|-------|
| | 登録の有 | | | 保証成分量(%) | その他の規格 | 氏名又は | 住所 |
| 号 | 効期限 | 類 | 称 | | | 名称 | 住 所 |
| 鹿児島 | 令和5年 | 乾燥菌体 | 黒もろみ | 窒素全量 8.0 | 含有を許される有 | 西薩クリ | いちき串 |
| 県肥第 | 1月28日 | 肥料 | | りん酸全量 3.0 | 害成分の最大量及 | ーンサン | 木野市西 |
| 1302号 | | | | 加里全量 1.0 | びその他の制限事 | セット事 | 薩町17番 |
| | | | | | 項は公定規格のと | 業協同組 | 地 8 |
| | | | | | おり | 合 | |

鹿児島県告示第16号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和2年1月10日

鹿児島県知事 三反園訓

家畜伝染病の種類 ヨーネ病(牛)

家畜の種類 牛

| 患畜及び疑似患畜の区分 | 発生頭数 | 発生の場所 | 発生年月日 |
|-------------|------|-------|------------|
| 患畜 | 1 | 南九州市 | 令和元年12月20日 |

鹿児島県告示第17号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により, 熊本防衛支局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年1月10日

鹿児島県知事 三反園訓

1 作業の種類 公共測量(施設測量及び基準点測量)

- 2 作業の期間 令和元年12月18日から令和2年3月9日まで
- 3 作業の地域 奄美市

鹿児島県告示第18号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和2年1月10日

鹿児島県知事 三反園訓

| 土砂災害の発生 | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|------|---|-----|-----|---|---|---|---|---|---|---------------|---|---|--|
| 原因となる自然 | 市町村名 | | 土 | 砂 | 災 | 害 | 警 | 戒 | 区 | 域 | \mathcal{O} | 名 | 称 | |
| 現象の種類 | | | | | | | | | | | | | | |
| 急傾斜地の崩壊 | 鹿屋市 | 急 | ・市原 | 戈 1 | | | | | | | | | | |

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部河川 港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第19号

十砂災害警戒区域等における十砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。

なお, 土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項につ いては、次の図のとおりとする。

令和2年1月10日

鹿児島県知事 三反園訓

| 土砂災害の発生 | | |
|---------|------|---------------------------|
| 原因となる自然 | 市町村名 | 土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称 |
| 現象の種類 | | |
| 急傾斜地の崩壊 | 鹿屋市 | 急・市成 1 |

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部河川 港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第20号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和2年1月10日

| 土砂災害の発生原因となる自然 | 士町井夕 | 土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称 |
|----------------|------|--------------------------------|
| 別囚となる自然 | 市町村名 | 土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称 |
| 現象の種類 | | |
| 急傾斜地の崩壊 | 鹿屋市 | 急・上佛山1,急・古陳1,急・二子塚1,急・二子塚2, |
| | | 急・柏木1、急・柏木2、急・平野1、急・有村1、急・ |
| | | 草場1, 急・マテノキ1, 急・マテノキ2, 急・谷田1, |
| | | 急・渡り口1,急・仏迫1,急・仏迫2,急・仏迫3,急 |
| | | ・小竹ノ元1, 急・桑迫1, 急・垣内1, 急・小水頭1, |
| | | 急・谷田2, 急・中津川1, 急・真中1, 急・真中2, 急 |
| | | ・クルス1,急・楠木段1,急・市成1,急・高取1,急 |
| | | ・西神屋敷1, 急・早馬段1, 急・白別府1, 急・米重1, |
| | | 急・新蔵1,急・西ニツ山1,急・上段1,急・岩打1, |
| | | 急・轟谷1, 急・上立元1, 急・中立元1, 急・内屋敷1, |
| | | 急・毛谷1,急・永田1,急・大久保1,急・大久保2, |

| | | 急・通迫1,急・米重2,急・轟谷2,急・轟谷3,急・下高尾1,急・通迫2,急・松ヶ迫1,急・松ヶ迫2,急・松ヶ迫2,急・牛ヶ段1,急・松ヶ迫3,急・榎ヶ迫1,急・横ヶ边2,急・牛ヶ段2,急・木木1,急・砂田迫3,卷・牛ヶ段2,急・丸山迫1,急・砂田迫2,急・砂田迫3,卷・牛ヶ段2,急・牛ヶ段3,急・ウキムタ1,急・端陽1,急・端陽1,急・端陽1,急・端陽1,急・端陽1,急・青田1,急・党園1,急・湯・湯・湯・湯・湯・湯・湯・湯・湯・湯・湯・湯・湯・湯・湯・湯・湯・湯・湯 |
|-----|-----|---|
| 土石流 | 鹿屋市 | 土・柏木1, 土・柏木2, 土・前田1, 土・マテノキ1, 土・梶田1, 土・楠木段1, 土・轟谷1, 土・宇都1, 土 ・通迫1, 土・轟谷2, 土・上馬場1, 土・久木野々西1, 土・上沢津1, 土・ウキムタ1, 土・満沢1, 土・林1, 土・後堂1, 土・福谷1, 土・荒平1, 土・辰喰1, 土・ 馬庭1, 土・正坂頭1, 土・迫田1, 土・薬師迫1, 土・ 後迫1, 土・鶴ノ子迫1, 土・後迫2, 土・瀬戸口1, 土 ・堀込1, 土・影平1, 土・船迫1, 土・立小平1, 土・ 立小平2, 土・山ノ口1及び土・留吉1 |

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部河川 港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第21号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和2年1月10日

| 土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類 | 市町村名 | 土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称 |
|-----------------------------|------|--|
| 急傾斜地の崩壊 | 鹿屋市 | 急・上佛山1,急・古陳1,急・二子塚1,急・二子塚2, 急・柏木1,急・柏木2,急・平野1,急・有村1,急・ 草場1,急・マテノキ1,急・マテノキ2,急・谷田1, 急・渡り口1,急・仏迫1,急・仏迫2,急・仏迫3,急 ・小竹ノ元1,急・桑迫1,急・垣内1,急・小水頭1, 急・谷田2,急・中津川1,急・真中1,急・真中2,急 ・クルス1,急・楠木段1,急・市成1,急・高取1,急 ・西神屋敷1,急・早馬段1,急・白別府1,急・米重1, 急・新蔵1,急・西二ツ山1,急・上段1,急・岩打1, |

| | | 急・轟谷1,急・上立元1,急・中立元1,急・内屋敷1,急・毛谷1,急・永田1,急・大久保1,急・大久保2,急・通迫1,急・米重2,急・轟谷2,急・轟谷3,急・新崩1,急・通迫2,急・辰喰1,急・野牟田1,急・下高尾1,急・砂田迫1,急・松ヶ迫2,急・牛ヶ段1,急・穏ヶ迫1,急・標ヶ迫1,急・特月,急・特月,急・人後堂1,急・共ヶ段3,急・馬庭1,急・村1,急・後堂1,急・世子段3,急・中ヶ段3,急・中ヶ段3,急・中ヶ段3,急・中ヶ段3,急・市1,急・党署下1,急・党署下1,急・党署下1,急・党署下1,急・党署下1,急・党署下1,急・党署下1,急・党国1,急・营国1,急・营国1,急・营国1,急・营国1,急・营国1,急・营国1,急・营口1,急・营国1,急・强迫1,急・强少子通过1,急・要少字通过1,急・强少子通过1,急・强少子道2,急・援迫1,急・堀込2,急・上上沿下1,急・地入口1,急・大平1,急・上上沿下1,急・村2,急・上上沿下1,急・村2,急・松元1,急・座世1,急・上松下1,急・桐ヶ迫1及び急・於平1,急・连世1,急・上松下1,急・桐ヶ迫1及び急・於平1,急・座世1,急・上松下1,急・桐ヶ迫1及び急・於平1,急・座世1,急・上松下1,急・桐ヶ道1及び急・於四十2 |
|-----|-----|--|
| 土石流 | 鹿屋市 | 土・柏木1, 土・柏木2, 土・梶田1, 土・轟谷1, 土・ 通迫1, 土・轟谷2, 土・上馬場1, 土・久木野々西1, 土・上沢津1, 土・ウキムタ1, 土・満沢1, 土・後堂1, |
| | | 土・荒平1, 土・馬庭1, 土・迫田1, 土・後迫1, 土・ 立小平2及び土・山ノ口1 |

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部河川 港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第22号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお, 土砂災害警戒区域の表示については, 次の図のとおりとする。

令和2年1月10日

| | | , = , = , , , , , , , , , , , , , , , , |
|-----------------------------|------|--|
| 土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類 | 市町村名 | 土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称 |
| 急傾斜地の崩壊 | 枕崎市 | 急・木場 5, 急・園見, 急・木場 2, 急・木場 8, 急・木場 4, 急・木場 6, 急・湯穴 2, 急・湯穴 3, 急・湯穴 1, 急・下園 2, 急・下園, 急・下園 3, 急・中村, 急・瀬戸口, 急・瀬戸口 2, 急・宝寿庵 5, 急・宝寿庵 4, 急・宝寿庵 7, 急・宝寿庵 3, 急・宝寿庵 1, 急・宝寿庵 6, 急・宝寿庵 13, 急・宝寿庵 8, 急・宝寿庵 9, 急・富岡, 急・通山, 急・山下 2, 急・山下 3, 急・通山 2, 急・木場 7, 急・岩崎 4, 急・岩崎 3, 急・木場 10, 急・木場 3, 急・岩崎 1, 急・岩崎 2, 急・木場 11, 急・潟山 2, 急・潟山 4, 急・潟山 3, 急・西堀 1, 急・篭原及び急・通山 6 |
| 土石流 | 枕崎市 | 土・奥ヶ平の小川,土・上竹中の小川,土・寺ノ前川,土 |

・木場川, 土・通山川, 土・湯穴第1谷川, 土・宇都川及 び土・下園谷川

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部河川 港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第23号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和2年1月10日

鹿児島県知事 三反園訓

| 土砂災害の発生 | | |
|---------|------|------------------------------------|
| 原因となる自然 | 市町村名 | 土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称 |
| 現象の種類 | | |
| 急傾斜地の崩壊 | 枕崎市 | 急・木場 5, 急・園見 1, 急・木場 2, 急・木場 8, 急・ |
| | | 木場9,急・木場4,急・木場6,急・湯穴2,急・湯穴 |
| | | 3, 急・湯穴1, 急・下園2, 急・下園1, 急・下園3, |
| | | 急・中村1, 急・瀬戸口1, 急・瀬戸口2, 急・宝寿庵5, |
| | | 急・宝寿庵4,急・宝寿庵7,急・宝寿庵3,急・宝寿庵 |
| | | 1, 急・宝寿庵 6, 急・宝寿庵13, 急・宝寿庵 8, 急・宝 |
| | | 寿庵9,急・富岡1,急・富岡2,急・通山1,急・山下 |
| | | 2, 急・山下4, 急・山下3, 急・通山2, 急・木場7, |
| | | 急・岩崎4, 急・岩崎3, 急・木場10, 急・木場3, 急・ |
| | | 岩崎1, 急・岩崎2, 急・木場11, 急・潟山2, 急・潟山 |
| | | 4, 急・潟山3, 急・西堀1, 急・篭原1及び急・通山6 |
| 土石流 | 枕崎市 | 土・奥ヶ平の小川1,土・上竹中の小川1,土・寺ノ前川 |
| | | 1, 土・木場川1, 土・通山川1, 土・湯穴第1谷川1, |
| | | 土・宇都川1及び土・下園谷川1 |

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部河川 港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第24号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項につ いては、次の図のとおりとする。

令和2年1月10日

| 土砂災害の発生 | | |
|---------|------|---------------------------------|
| 原因となる自然 | 市町村名 | 土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称 |
| 現象の種類 | | |
| 急傾斜地の崩壊 | 枕崎市 | 急・木場5、急・園見1、急・木場2、急・木場8、急・ |
| | | 木場9,急・木場4,急・木場6,急・湯穴2,急・湯穴 |
| | | 3, 急・湯穴1, 急・下園2, 急・下園1, 急・下園3, |
| | | 急・中村1, 急・瀬戸口1, 急・瀬戸口2, 急・宝寿庵5, |
| | | 急・宝寿庵4,急・宝寿庵7,急・宝寿庵3,急・宝寿庵 |
| | | 1, 急・宝寿庵6, 急・宝寿庵13, 急・宝寿庵8, 急・宝 |
| | | 寿庵9, 急・富岡1, 急・富岡2, 急・通山1, 急・山下 |
| | | 2, 急・山下4, 急・山下3, 急・通山2, 急・木場7, |
| | | 急・岩崎4, 急・岩崎3, 急・木場10, 急・木場3, 急・ |

| | 岩崎1, 急・岩崎2, 急・木場11, 急・潟山2, 急・潟山 |
|---------|---------------------------------|
| | 4, 急・潟山3, 急・西堀1, 急・篭原1及び急・通山6 |
| 土石流 枕崎市 | 土・奥ヶ平の小川1,土・上竹中の小川1,土・寺ノ前川 |
| | 1, 土・通山川1, 土・宇都川1及び土・下園谷川1 |

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部河川 港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第25号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお, 土砂災害警戒区域の表示については, 次の図のとおりとする。

令和2年1月10日

鹿児島県知事 三反園訓

| 土砂災害の発生 | | |
|---------|------|-----------------------|
| 原因となる自然 | 市町村名 | 土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称 |
| 現象の種類 | | |
| 急傾斜地の崩壊 | 霧島市 | 急・竹山東1,急・竹山3及び急・瀬間利1 |
| 土石流 | 霧島市 | 土・竹山3 |

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び姶良・伊佐地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第26号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和2年1月10日

| 土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類土砂災害警戒区域の名称急傾斜地の崩壊霧島市急・丸山3,急・湊町1,急・谷頭2,急・倉谷1,急・愛宕山3,急・松山2,急・石切場1,急・築地1,急・築地2,急・木屋木1,急・木屋木2,急・木屋木3,急・木屋木4,急・松岡1,急・飛ヶ原1,急・迫田3,急・風神1,急・正牟田1,急・正牟田2,急・本町1,急・近部1,急・築地3,急・中間原1,急・茶屋之後1,急・大鉢田1,急・滝ノ下1,急・大住1,急・上仁田1,急・洗出1,急・池平1,急・池ノ頭1,急・枦段1,急・枦段2,急・廣玉ノ上1,急・江ケ崎1,急・段1,急 | | | 起九尚尔州事 二次國師 |
|---|---------|------|--|
| 現象の種類 急傾斜地の崩壊 霧島市 急・丸山3,急・湊町1,急・谷頭2,急・倉谷1,急・愛宕山3,急・松山2,急・石切場1,急・築地1,急・築地2,急・木屋木1,急・木屋木2,急・木屋木3,急・木屋木4,急・松岡1,急・飛ヶ原1,急・迫田3,急・風神1,急・正牟田1,急・正牟田2,急・本町1,急・近部1,急・築地3,急・中間原1,急・茶屋之後1,急・大鉢田1,急・滝ノ下1,急・大住1,急・上仁田1,急・洗出1,急・池平1,急・池ノ頭1,急・枦段1,急 | 土砂災害の発生 | | |
| 急傾斜地の崩壊 霧島市 急・丸山3,急・湊町1,急・谷頭2,急・倉谷1,急・愛宕山3,急・松山2,急・石切場1,急・築地1,急・築地2,急・木屋木1,急・木屋木2,急・木屋木3,急・木屋木4,急・松岡1,急・飛ヶ原1,急・追田3,急・風神1,急・正牟田1,急・正牟田2,急・本町1,急・近部1,急・築地3,急・中間原1,急・茶屋之後1,急・大鉢田1,急・滝ノ下1,急・大住1,急・上仁田1,急・洗出1,急・池平1,急・池ノ頭1,急・枦段1,急 | 原因となる自然 | 市町村名 | 土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称 |
| 愛宕山3,急・松山2,急・石切場1,急・築地1,急・築地2,急・木屋木1,急・木屋木2,急・木屋木3,急・木屋木4,急・松岡1,急・飛ヶ原1,急・迫田3,急・風神1,急・正牟田1,急・正牟田2,急・本町1,急・近部1,急・築地3,急・中間原1,急・茶屋之後1,急・大鉢田1,急・滝ノ下1,急・大住1,急・上仁田1,急・洗出1,急・池平1,急・池ノ頭1,急・枦段1,急 | 現象の種類 | | |
| ・石坂1,急・洗出2,急・石坂2,急・口屋ノ谷1,急・口屋ノ谷2,急・下山1,急・下山2,急・下山3,急・下山4,急・奥ノ谷1,急・白仁田1,急・廣玉ノ上2,急・茶屋之後2,急・洗出3,急・下山5,急・白仁田2,急・竹下1,急・湯之迫1,急・湯之迫2,急・猶ヶ迫1,急・猶ヶ迫2,急・華之段5,急・小迫1,急・素原1,急・芋ヶ迫1,急・峠1,急・馬渡迫1,急・馬渡迫2,急・堂ヶ迫1,急・草ヶ迫2,急・草ヶ迫1,急・市場1,急・宮迫1,急・宮迫2,急・諸ノ窪1,急・小牧1,急・小牧2,急・小牧3,急・将上1,急・将上2,急・古城1,急・赤石1,急・長 | | 霧島市 | 愛宕山3,急・松山2,急・石切場1,急・築地1,急・築地2,急・木屋木1,急・木屋木2,急・木屋木3,急・木屋木4,急・松岡1,急・飛ヶ原1,急・追田3,急・風神1,急・正牟田1,急・正牟田2,急・本町1,急・楽地3,急・中間原1,急・茶屋之後1,急・大鉢田1,急・滝ノ下1,急・大住1,急・上仁田1,急・洗出1,急・池平1,急・池ノ頭1,急・枦段1,急・商玉ノ上1,急・活力5,急・下山2,急・下山1,急・下山2,急・下山3,急・石坂1,急・農・大出3,急・白仁田1,急・廣玉ノ上2,急・流量之後2,急・洗出3,急・下山5,急・適・近1,急・満ヶ迫1,急・湯之迫1,急・満ヶ迫1,急・端ヶ迫1,急・端ヶ迫1,急・端ヶ追2,急・半ヶ迫1,急・峠1,急・馬渡追1,急・馬渡追2,急・草ヶ迫1,急・堂ヶ迫2,急・宮边2,急・常ノ窪1,急・小牧1,急・宮边2,急・猪ノ窪1,急・小牧1,急・小牧2,急・小牧3,急・猪ノ窪1,急・小牧1,急・小牧2,急・小牧3,急 |

| | | 浜1,急・小田西2,急・中央1,急・溝上1,急・中央2,急・坂之下1,急・有馬迫1,急・大迫5,急・竹山東1,急・竹山3,急・瀬間利1,急・水ヶ迫1及び急・ 論地1 |
|-----|-----|--|
| 土石流 | 霧島市 | 土・牟田2, 土・仁田尾1, 土・仁田尾2, 土・倉谷1, 土・丸山1, 土・居附谷1, 土・東1, 土・大鉢田1, 土 ・宇都1, 土・築地1, 土・築地2, 土・大人形1, 土・ 木浦1, 土・宇都2, 土・伊牟田1, 土・貝吹ケ岡1, 土 ・池平1, 土・池ノ頭1, 土・弥八ノ岡1, 土・椛ケ八重 1, 土・段1, 土・段2, 土・江ケ崎1, 土・洗出1, 土 ・仁田尾3, 土・下山1, 土・櫛木1, 土・奥ノ谷1, 土 ・枦段1, 土・猶ヶ迫1, 土・猶ヶ迫2, 土・湯之迫1, 土・荻原1, 土・堂ヶ迫1, 土・埒1, 土・加納内上1, 土・長浜1, 土・長浜2, 土・小田西4, 土・小田西5, 土・小田西6, 土・小田西7, 土・小田西8, 土・小田西9, 土・小田西10, 土・溝上2, 土・中央1 及び土・竹山3 |
| 地滑り | 霧島市 | 地・南園1 |

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び姶良・伊佐地域振興局建設 部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第27号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお, 土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については, 次の図のとおりとする。

令和2年1月10日

| | | 底九齿朱和事 二尺图训 |
|---------|------|---|
| 土砂災害の発生 | | |
| 原因となる自然 | 市町村名 | 土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称 |
| 現象の種類 | | |
| 急傾斜地の崩壊 | 霧島市 | 急·丸山3,急·湊町1,急·藥型2,急·藥地1,急· 要治山3,急·松山2,急·木屋木2,急·木屋木3,急 •木屋木4,急·木屋木1,急·木屋上2,急·本町1,急 •木屋木4,急·正牟田1,急·正牟田2,急·本屋之後1, 急·正牟田1,急·正牟田2,急·本屋之後1, 急·上仁田1,急·上仁田1,急·上仁田1,急·上仁田1,急·上仁田1,急·上仁田1,急·上仁田1,急·上仁田1,急·上仁田1,急·上仁田1,急·上仁田1,急·上上1,急·上口之,急·上口之,急·上口之,急·上口之,急·上口之,急·上口上2,自己上2,急·上口上2,自己上2,自己上2,自己上2,自己上2,自己上2,自己上2,自己上2,自己 |

| | | ・埒上1,急・埒上2,急・古城1,急・赤石1,急・長浜1,急・小田西2,急・中央1,急・溝上1,急・中央2,急・坂之下1,急・有馬迫1,急・大迫5,急・竹山東1,急・竹山3,急・瀬間利1,急・水ヶ迫1及び急・論地1 |
|-----|-----|--|
| 土石流 | 霧島市 | 土・仁田尾1,土・仁田尾2,土・丸山1,土・東1,土 ・大鉢田1,土・宇都1,土・築地1,土・築地2,土・ 大人形1,土・木浦1,土・宇都2,土・伊牟田1,土・ 貝吹ケ岡1,土・池平1,土・池ノ頭1,土・弥八ノ岡1, 土・椛ケ八重1,土・段1,土・段2,土・江ケ崎1,土 ・洗出1,土・仁田尾3,土・櫛木1,土・枦段1,土・ 猶ヶ迫2,土・荻原1,土・埒1,土・長浜1,土・長浜 2,土・小田西6,土・小田西7,土・小田西8,土・小 田西10,土・溝上1,土・溝上2,土・中央1及び土・竹 山3 |

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び姶良・伊佐地域振興局建設 部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第28号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和2年1月10日

鹿児島県知事 三反園訓

- 施行者の名称
 鹿児島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿児島都市計画下水道事業
 - (2) 名称 鹿児島市公共下水道
- 3 事業施行期間(変更なし) 昭和27年9月17日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分

昭和45年3月7日鹿児島県告示第233号の2,昭和46年1月22日鹿児島県告示第66号の2,昭和47年12月6日鹿児島県告示第1357号,昭和52年1月21日鹿児島県告示第71号,昭和53年7月31日鹿児島県告示第903号,昭和53年12月15日鹿児島県告示第1543号,昭和54年11月26日鹿児島県告示第1638号,昭和55年10月27日鹿児島県告示第1549号,昭和58年7月27日鹿児島県告示第1350号,昭和59年7月30日鹿児島県告示第1312号,昭和61年7月30日鹿児島県告示第1345号,昭和62年8月26日鹿児島県告示第1379号,平成3年3月29日鹿児島県告示第874号,平成7年4月7日鹿児島県告示第681号,平成10年11月6日鹿児島県告示第1548号,平成17年2月14日鹿児島県告示第193号,平成20年12月24日鹿児島県告示第1686号,平成22年10月22日鹿児島県告示第1103号,平成26年11月18日鹿児島県告示第1086号及び平成29年12月15日鹿児島県告示第1193号の事業地のうち吉野町地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 変更なし

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関

する工事は, 完了した。

令和2年1月10日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 霧島市国分上小川字臼ノ小波谷4260番4の一部及び国分山下町4267番6の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名 京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地

京セラ株式会社

代表取締役 谷本秀夫

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年1月10日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

薩摩郡さつま町虎居字原口2636番3,2636番4,2636番8,2636番9,2636番10,2636番11,2636番12,2636番13,2637番6の一部及び2638番7並びに字橋ノ口2878番4の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

愛知県知多郡東浦町大字森岡字栄北60番地の11

株式会社片桐工作所

代表取締役 片桐満